

## 坂出市市制施行 80 周年記念映像制作業務委託仕様書

### 1 名称

坂出市市制施行 80 周年記念映像制作業務委託

### 2 委託期間

契約締結日から令和 4 年 6 月 17 日（金）まで

### 3 納期

令和 4 年 6 月 17 日（金）

### 4 納入場所

坂出市総務部秘書広報課

### 5 業務の目的

本市の市制施行 80 周年を記念し、本市が誕生して 80 年間の歴史および発展を遂げてきた本市の歩みとこれからの未来を、映像を通して観ていただくことにより、市内外における本市のさらなる認知度向上と市民の郷土愛の醸成を図ることを目的とする。

### 6 業務内容

映像制作等に必要な業務および付随する業務一式（企画立案および資料収集・取材等）

- (1) 映像制作にあたっての企画立案を行うこと。また、企画に基づき構成および台本（絵コンテを含む。）を制作すること。制作にあたっては、坂出市秘書広報課と協議すること。
- (2) 坂出市の魅力を分かりやすく魅力的に映像化すること。
- (3) 映像については、坂出市や坂出市観光協会等が提供する写真等の素材使用を妨げない。その際は、事前に権利者より、二次使用を含めた使用の許諾および事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、一切の手続きを受託者において行うこと。また、二次使用に関する映像素材の出典等情報をまとめた資料および権利者からの転載許諾書の写し等の二次使用が適正に使用されていることが分かる資料を提出すること。
- (4) 本映像に市民の出演シーンを取り入れる場合には、肖像権、意匠権その他権利等について撮影前に坂出市への了承を得た上で必要となる一切の手続きを行うこと。また、市民の出演シーンにあたっては、市民との協働制作とし、出演シーンの台本作成や演技指導などを行うこと。
- (5) 撮影は業務用デジタルハイビジョン以上のカメラで撮影し、編集も撮影と同様の方式で行うこと。なお、坂出市等が保有する既存の映像素材の利用は可とするが、時代考証に留意し、必要なものは新たに撮影を行うこと。
- (6) 制作映像は、アクセシビリティに配慮し、高齢者や障がい者を含めたすべての人に理解しやすい内容にすること。

(7) 必要に応じて、テロップの挿入やBGMをつけること。

## 7 制作物

制作物は動画であり，市制施行 80 周年記念映像（9 分 30 秒以上 10 分 30 秒以内）であること。

### (1) 構成イメージ

ア 市の歴史や現状などを理解し，全体を通してストーリー性があり，視聴者を飽きさせない企画・構成となっていること。

イ 見る人に強い印象を与え，本市を十分にアピールすることができる構成であること。

ウ 「行政が作成する映像」という概念にとらわれないオリジナリティのある構成・内容であること。

エ 単なる記録映像とならない工夫など，多くの人に見せられることを企図し，本市の魅力を伝える内容であること。

オ 提案内容は具体的で現実性を有するものであること。

カ 市民が「坂出に住んでよかった」「ずっと住み続けたい」と思える内容であること。

キ 伝えたいテーマや内容が「伝わる」映像となっていること。

ク 視聴者を引き付けるようなインパクトがあり，美しく，見やすい映像となっていること。

### (2) 映像は以下のいずれかまたは複数を組み合わせて制作すること。

ア 受託業者が保有する坂出市に関する記録動画や記録写真

イ 坂出市等が保有する坂出市に関する記録動画や記録写真

以下の URL より取得可能

・市公式ホームページ YouTube チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCnB7LH801Mz1J0Equ204uQ?reload=9>

・市公式ホームページ 大橋図書館 坂出今昔写真集等

<https://www.city.sakaide.lg.jp/site/toshokan-top/lib-konnjyakusyasinsyuu-top.html>

・坂出市観光協会ホームページ

<https://www.sakaide-kankou.net/>

（ただし，報道関係等作成の映像は，協議のためお知らせください。）

・その他個別のイベント等で市が所有する動画や写真等の提供の希望があれば，提供は可とする。

ウ 受託業者が新規に撮影する動画や写真

## 8 規格

画面アスペクト比 16 : 9，4K 解像度およびフル HD 解像度（4K 映像からのダウンコンバート），プログレッシブ，4K 映像のビットレート 100Mbps 以上，フル HD 映像のビットレート 24Mbps 以上

## 9 成果品

- (1) メディア DVD:10 枚, Blue-Ray:10 枚  
DVD は一般的な家庭用プレーヤーで再生でき, また DVD ドライブ付きパーソナルコンピュータで複製が可能な形式とすること。
- (2) データ インターネット配信用動画ファイル  
※各コンテンツの映像を WMV および MP4 形式の動画配信データとして記録媒体 (DVD-R 等) で納品
- (3) 映像シナリオ 2 部
- (4) 6 の (3) に係る二次使用に関する資料

## 10 活用シーン

- (1) 国内外における展覧会, イベント, 行事, 講座などの MICE (企業等の会議, 国際会議等) の場での放映
- (2) 坂出市が放映または許可をしたテレビで見る映像配信サービス
- (3) 坂出市が放映または許可をしたウェブ上での映像配信サービス
- (4) 坂出市が放映または許可をした移動型通信端末で見る映像配信サービス
- (5) 坂出市が所有する施設内での放映
- (6) 坂出市が許可した団体への貸し出し (複製は不可)

## 11 著作権

納品された映像および画像の著作権 (著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む), 委託業務に関する計画書や報告書等は, 坂出市に帰属する。

ただし, 受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識, 技術に関する権利等 (以下「権利留保」という。) については, 受託者に留保するものとし, この場合, 坂出市は, 権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

## 12 その他留意事項

- (1) 一般事項
  - ア 業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
  - イ 業務を遂行する上で必要な資料等は, 受託者において入手するほか, 必要に応じて随時貸与する。なお, 貸与した資料等の複製の可否, 返却等については, 坂出市の指示に従うこと。
  - ウ 委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も, 当該業務で知り得た機密, 個人情報等の取り扱いについて, 厳守すること。
- (2) 業務体制
  - ア あらかじめ坂出市と調整したスケジュールで行うこと。
  - イ 制作作業にあたっては, 委託業務を総括し, 坂出市からの指示を受ける窓口として管理技術者を置き, 市, 関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。  
なお, 管理技術者と併せて, 当該業務担当の主たる担当技術者を確保し,

これらは、画像や映像、音声などのマルチメディア情報を制作する上で必要な知識と技能を有しているものであること。ただし、管理技術者が主たる担当技術者となることは妨げないが、別紙1における(2)配置予定技術者の評価において、配点は管理技術者のみの配点となる。

ウ 編集内容の最終決定までには、坂出市の立会いのもと映像の試写を行い、訂正指示のあった箇所については、これに対応すること。

### 1.3 協議

この仕様書について疑義が生じたときまたは定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、坂出市と協議すること。